

# 「共謀罪」に関して

6月15日、国会は「組織犯罪処罰法改正案」を成立させました。これにより「組織犯罪準備罪」が新たに犯罪行為として設けられました。これは、政府が過去に導入しようとして果たせなかった「共謀罪」の新設を実質的に実現するものです。このことは、日本社会の現在と未来に深刻な影響を及ぼすだけでなく、わたしたちキリスト教会にとっても大きな試練をもたらすものとなりかねません。

いわゆる「共謀罪」は、実際の行為を伴わなくても、「ことば」をとらえて犯罪行為とし処罰するものです。このことは、言論の自由・表現の自由を直接おびやかすだけでなく、「ことば」で営まれる思想・信条の自由、とりわけ「ことば」によって立つ信仰に生きるわたしたちキリスト者にとっては「信教の自由」への圧迫にほかなりません。

かつて、同じように「ことば」をとがめ処罰した「治安維持法」によって、多くの人々に圧迫・弾圧が加えられました。ここ札幌においても、キリスト教関係だけでも、札幌新生教会の伊藤馨牧師、札幌北一条教会の小野村林蔵牧師、無教会の浅見仙作氏などが、その信仰のことばが治安維持法違反とされて逮捕・拘禁され、ご自身や家族はもとより教会や関係団体などに深い痛みがもたらされました。これら過去の痛切な体験をくりかえさないために、日本国憲法は「基本的人権の尊重」を掲げ、思想・良心の自由、信教の自由、言論・表現の自由などを、侵すことのできない永久の権利として保障しているのです。

為政者が日本国憲法の理念をないがしろにし、過去に目を閉ざし、強引な国会運営によって成立させた、いわゆる「共謀罪法案」を、私たちは決して容認しません。この法が権力によってほしいままに運用されることのないよう、これからの政府の行為を見張り、また法の廃止にむけて声を挙げ続けていきます。

たとえ「ことば」をとらえ圧迫しようとする力が迫ってこようとも、私たちは、真理のことばを信じ、語り、これによって生きることをためらうことのないよう、神の助けと導きを祈り求めるものです。

「しかし、神の言葉はつながれていません」

テモテへの手紙二 2章9節

2017年6月20日

札幌キリスト教連合会 信教の自由を守る委員会